

訪問看護ステーションの皆様から訪問中に駐車違反の取り締まりを受けた事例が多くあると聞いています。そこで、大分県警察本部の担当者に訪問看護における「車両の駐車許可証運用」について確認しましたので、下記の通りお知らせいたします。

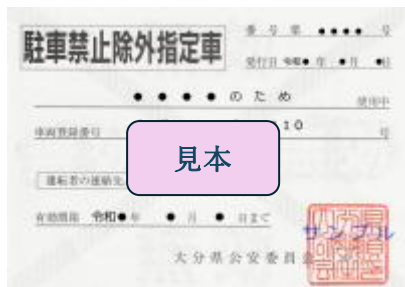
1. 駐車許可証の運用について

訪問看護に使用する車両の駐車許可証の発行は、警察ごとに対応が異なりますが、今後は県内で統一した運用を目指し、警察署への指導が徹底されると聞いています。新規、追加申請等の具体的な方法は、[大分県警察ホームページ](#)に掲載予定です。

2. 「駐車禁止除外指定車標章」の申請について

駐車禁止除外指定車標章とは「業務の性質上、やむを得ず駐車禁止場所に短時間停車する必要がある車両」に対して警察が認める特例です。申請は**事業所単位**で行います。事業所で保有している車両台数分申請が可能ですが、申請には車両番号等の届出が必要です。

手続きを円滑に進めるため、事前に**大分県警察本部交通規制課（097-536-2131）**へ相談・連絡の上、**管轄の警察署で申請**を行ってください。



3. 緊急時の駐車許可について

緊急時の駐車許可標章がなくても、緊急対応で駐車が必要なケースがあります。その際には、**管轄の警察署へ電話連絡**し緊急の駐車許可について相談してください。緊急性が高い業務（ライフライン、医療、介護など）は相談しやすく、夜間でも当直勤務者が対応可能です。